総務委員会資料

令和4年第4回定例会提出予定議案の説明

議案第88号

川崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正 する条例の制定について

資料 新旧対照表

令和4年8月30日 総務企画局

○川崎市職員の育児休業等に関する条例

平成4年3月30日条例第2号

(育児休業をすることができない職員)

- |第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員と|第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員と する。
 - (1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第26条の6第7項又は育児休 (1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第26条の6第7項又は育児休 業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員
 - 4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員
 - (3) 川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成16年川 (3) 川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成16年川 崎市条例第57号) 第4条第3項の規定により任期を定めて採用された短 時間勤務職員
 - (4) 非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職 員
 - ア 次のいずれにも該当する非常勤職員
 - (ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。 以下同じ。)が1歳6筒月に達する日(以下「1歳6筒月到達日」 という。) (当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に 育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を 経過する日、第2条の4に規定する場合にあっては当該子が2歳に 達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、 更新後のもの)が満了すること及び任命権者を同じくする職(以下 「特定職」という。)に引き続き採用されないことが明らかでない 非常勤職員
 - (イ) 勤務日の日数を考慮して市長が定める非常勤職員 イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

改正前

○川崎市職員の育児休業等に関する条例

平成4年3月30日条例第2号

(育児休業をすることができない職員)

- する。
 - 業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員
- (2) 川崎市職員の定年等に関する条例(昭和59年川崎市条例第38号)第 (2) 川崎市職員の定年等に関する条例(昭和59年川崎市条例第38号)第 4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員
 - 崎市条例第57号)第4条第3項の規定により任期を定めて採用された短 時間勤務職員
 - (4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員
 - ア 次のいずれにも該当する非常勤職員
 - (ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。 以下同じ。)が1歳6箇月に達する日(以下「1歳6箇月到達日」 という。) (第2条の4に規定する場合にあっては、2歳に達する 日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後 のもの)が満了すること及び任命権者を同じくする職(以下「特定 職」という。)に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤 職員
 - (イ) 勤務日の日数を考慮して市長が定める非常勤職員
 - イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育す

改正後	
以止後	* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *
	る子が1歳に達する日(以下この号及び同条において「1歳到達日」
	という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の
	末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該
	末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)
(ア) その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。) (当	
該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当し	
てする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である	
場合にあっては、当該末日とされた日。以下この号において同じ。)に	
おいて育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場	
合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする	
<u>育児休業をしようとするもの</u>	
(イ) その養育する子の1歳6箇月到達日において育児休業をしている非常	
勤職員であって、第2条の4に規定する場合に該当して当該子の1歳6	
<u>箇月到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとす</u>	
<u>るもの</u>	
(ウ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている	
非常勤職員であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き	
- 続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、	
 当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初	ウ 第2条の4に規定する場合に該当する非常勤職員(その養育する子
ー 日とする育児休業をしようとするもの	の1歳6箇月到達日において育児休業をしている非常勤職員に限る。)
(削除)	
(削除)	エ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている
	非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更
	新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに
	伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休
	業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの
(本田仕業社等9条第1項の条例で字は7月)	(本田比光) 第1項の名間では2月)

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日) 第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げ第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げ

改正前

る場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子 の1歳到達日
- (2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情 にある者を含む。以下同じ。) が当該非常勤職員の養育する子の1歳到 達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法を の他の法律の規定による育児休業 (以下「地方等育児休業」という。) をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をし ようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳 到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前であ る場合を除く。) 当該子が1歳2箇月に達する日(当該日が当該育児 休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子 の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業 等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が出産したことを事 由として川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和34年 川崎市条例第30号。以下「勤務時間条例」という。)第12条の規定によ る特別休暇を受けて勤務しなかった日数と当該子について育児休業をし た日数を合算した日数をいう。) を差し引いた日数を経過する日より後 の日であるときは、当該経過する日)
- (3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に 掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの号に掲げる 場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる 事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、市長が定 める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合) 当該子の1歳6箇月到達日

- る場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。
- (1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子 の1歳到達日
- (2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情 にある者を含む。以下同じ。) が当該非常勤職員の養育する子の1歳到 達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法そ の他の法律の規定による育児休業 (以下「地方等育児休業」という。) をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をし ようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳 到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前であ る場合を除く。) 当該子が1歳2箇月に達する日(当該日が当該育児 休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子 の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。) から育児休業 等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が出産したことを事 由として川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和34年 川崎市条例第30号。以下「勤務時間条例」という。) 第12条の規定によ る特別休暇を受けて勤務しなかった日数と当該子について育児休業をし た日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後 の日であるときは、当該経過する日)
- (3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員 が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場 合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる 場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間 の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該 末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育 児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)) の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該 当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしてい

- ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合
- イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常 <u>勤職員が前号に掲げる場合に該当してする</u>育児休業の期間の末日とさ れた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とさ れた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶 者が当該子の1歳到達日(当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに 相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日 が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日 において地方等育児休業をしている場合
- <u>ウ</u> 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として市長が定める場合に該当する場合
- 工 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常 勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とさ

る非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6箇月到達日 (新設)

- ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常 <u>勤職員がする</u>育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日 後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業を している場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当 該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1 歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地 方等育児休業をしている場合
- ✓ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として市長が定める場合に該当する場合

(新設)

れた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とさ れた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業を したことがない場合

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月か第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月か ら2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいず れにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業を している場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及 び第3号に掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場 合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合)とする。

- (1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日(当該非常勤職(新設) 員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当し て地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の 末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休 業をしようとする場合
- (2) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日にお いて育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1 歳6箇月到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされ た日が当該子の1歳6箇月到達日後である場合にあっては、当該末日と された日) において地方等育児休業をしている場合
- (3) 当該子の1歳6箇月到達日後の期間について育児休業をすることが 継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として市長が定める場 合に該当する場合
- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日後の

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

ら2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6箇 月到達日の翌日(当該子の1歳6筒月到達日後の期間においてこの条に掲 げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休 業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の 満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の 翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児 休業をしようとする場合であって、次に掲げる場合のいずれにも該当する ときとする。

- (1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6簡月到達日にお いて育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1 歳6箇月到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされ た日が当該子の1歳6箇月到達日後である場合にあっては、当該末日と された日) において地方等育児休業をしている場合
- (2) 当該子の1歳6箇月到達日後の期間について育児休業をすることが 継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として市長が定める場 合に該当する場合

(新設)

期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合 (削除)

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

- に掲げる事情とする。
 - により、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出 産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。
 - ア 死亡した場合
 - イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合
 - (2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことに より当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る 子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。
 - ア 前号ア又はイに掲げる場合
 - イ 民法 (明治29年法律第89号) 第817条の2第1項の規定による請求に 係る家事審判事件が終了した場合(特別養子縁組の成立の審判が確定 した場合を除く。) 又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条 第1項第3号の規定による措置が解除された場合
 - (3) 育児休業をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより 当該育児休業の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了 したこと。
 - (4) 育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しく は精神上の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない 状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児 休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができ る状態に回復したこと。

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間)

第2条の5 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間は、57日 間とする。

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

- 第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次 に掲げる事情とする。
 - (1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したこと (1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したこと により、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出 産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。
 - ア 死亡した場合
 - イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合
 - (2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことに より当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る 子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。
 - ア 前号ア又はイに掲げる場合
 - イ 民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定による請求に 係る家事審判事件が終了した場合(特別養子縁組の成立の審判が確定 した場合を除く。) 又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条 第1項第3号の規定による措置が解除された場合
 - (3) 育児休業をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより 当該育児休業の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了 したこと。
 - (4) 育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しく は精神上の隨害により当該育児休業に係る子を養育することができない 状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児 休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができ る状態に回復したこと。

改正前

(削除)

- (5) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、 育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法 律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園又は児 竜福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等(以下「保育所等」 という。)における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面 その実施が行われないことその他の育児休業の終了時に予測することが できなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育 児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。
- (6) 第2条の3第3号に掲げる場合又は第2条の4に規定する場合に該 当すること。
- (7) 任期を定めて採用された職員であって、当該任期の末日を育児休業 の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、 又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該 育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採 用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。

(育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間は、57日間 とする。

(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る

- (5) 育児休業(この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る 子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過1 たこと (当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育 児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書に より任命権者に申し出た場合に限る。)。
- (6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、 育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法 律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園又は児 童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等(以下「保育所等」 という。)における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面 その実施が行われないことその他の育児休業の終了時に予測することが できなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育 児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。
- (7) 第2条の3第3号に掲げる場合又は第2条の4に規定する場合に該 当すること。
- (8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている 非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、 又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該 任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初 日とする育児休業をしようとすること。

(新設)

(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負席4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負 傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る 子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、

一子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、

「

当面その実施が行われないことその他の育児休業の期間の延長の請求時に 予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る 子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支 **瞳が生じることとなったこととする。**

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に 育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

- に掲げる事情とする。
- (1) 育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤 務をいう。以下同じ。)をしている職員が、産前の休業を始め、又は出 産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該 産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該 当することとなったこと。
- (2) 育児短時間勤務をしている職員が、第14条第1号に掲げる事由に該 当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に 規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当する こととなったこと。
- (3) 育児短時間勤務をしている職員が休職又は停職の処分を受けたこと により当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該休職又は停職 の期間が終了したこと。
- (4) 育児短時間勤務をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上 若しくは精神上の障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育するこ とができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることに より当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該職員が当該子を 養育することができる状態に回復したこと。
- (5) 育児短時間勤務の承認が、第14条第2号に掲げる事由に該当したこ とにより取り消されたこと。

当面その実施が行われないことその他の育児休業の期間の延長の請求時に 予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る 子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支 **瞳が生じることとなったこととする。**

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に 育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

- 第11条 音児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次第11条 音児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次 に掲げる事情とする。
 - (1) 育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤 務をいう。以下同じ。)をしている職員が、産前の休業を始め、又は出 産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該 産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該 当することとなったこと。
 - (2) 育児短時間勤務をしている職員が、第14条第1号に掲げる事由に該 当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に 規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当する こととなったこと。
 - (3) 育児短時間勤務をしている職員が休職又は停職の処分を受けたこと により当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該休職又は停職 の期間が終了したこと。
 - (4) 育児短時間勤務をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上 若しくは精神上の障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育するこ とができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることに より当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該職員が当該子を 養育することができる状態に回復したこと。
 - (5) 育児短時間勤務の承認が、第14条第2号に掲げる事由に該当したこ とにより取り消されたこと。
 - (6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時)(6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時

間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について<u>育児短時間勤務計画書</u>により任命権者に申し出た場合に限る。)。

(7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、 育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望 し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育 児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたこと により当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなけれ ばその養育に著しい支障が生じることとなったこと。 間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について<u>育児休業等計画書</u>により任命権者に申し出た場合に限る。)。

改正前

(7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、 育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望 し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育 児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたこと により当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなけれ ばその養育に著しい支障が生じることとなったこと。